

<農地・水保全管理支払による活動と連携して効果的に活動に取り組む事例>

○ “農地を守る” を通じて集落の絆も強化

1. 集落協定の概要

| | | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|----|-----------|
| 市町村・協定名 | 三重県津市美里町足坂 | | | |
| 協定面積 3.2 ha | 田 (100%) | 畑 | 草地 | 採草放牧地 |
| | 水稻、小麦、大豆 | — | — | — |
| 交付金額 67万円 | 個人配分 | | | 50% |
| | 共同取組活動 (50%) | 集落の協働取組活動に要する経費 | | 32% |
| | | マスタープランの将来像を実現するための活動 | | 7% |
| | | 集落の各担当者の活動に対する経費 | | 7% |
| 維持・管理活動を行う者に対する経費 | | 3% | | |
| 協定参加者 | 農業者15人、足坂農家組合(構成員47人) | | | 開始:平成12年度 |
| 人・農地プランの作成状況 | 市全域で作成済 | | | |

2. 取組に至る経緯

高齢化・後継者不足により、比較的、条件のいい農地であっても、耕作放棄が発生する状況が強まっている中、一部で荒廃地が発生すれば、雪崩式に農地が荒れることに対し集落として危機感を抱いていた。条件の悪い傾斜地では、最初に荒れる危険性が高いため、傾斜地に農地を有する所有者が集まり、中山間地域等直接支払い制度の活用を話しあった。協定農地は2つの団地からなり、4ブロックの水系に分かれていたが、共同意識を高めて、ともに集落内の条件不利農地を守っていく取り組みを開始することとした。

3. 取組の内容

4ブロックから役員を選出して、その代表者の合意により、中山間地域等直接支払い制度を運用している。毎年、春に構成員全員が集まり、1年間の事業実施の合意を図る。

共同作業は、3月の溜め池・水路の泥あげと補修から始まる。この時に、協定農地等への出水の日を決める。草刈りは、6～8月に2回ほど実施する。堤防、水路、農道、法面等の除草を水系別に作業している。12月には、法面に、花木類の植樹と管理作業も実施している。これらの共同作業は、農地・水保全支払による活動と連携して取り組んでいる。



【作業前の打合せ】



【全体会議】

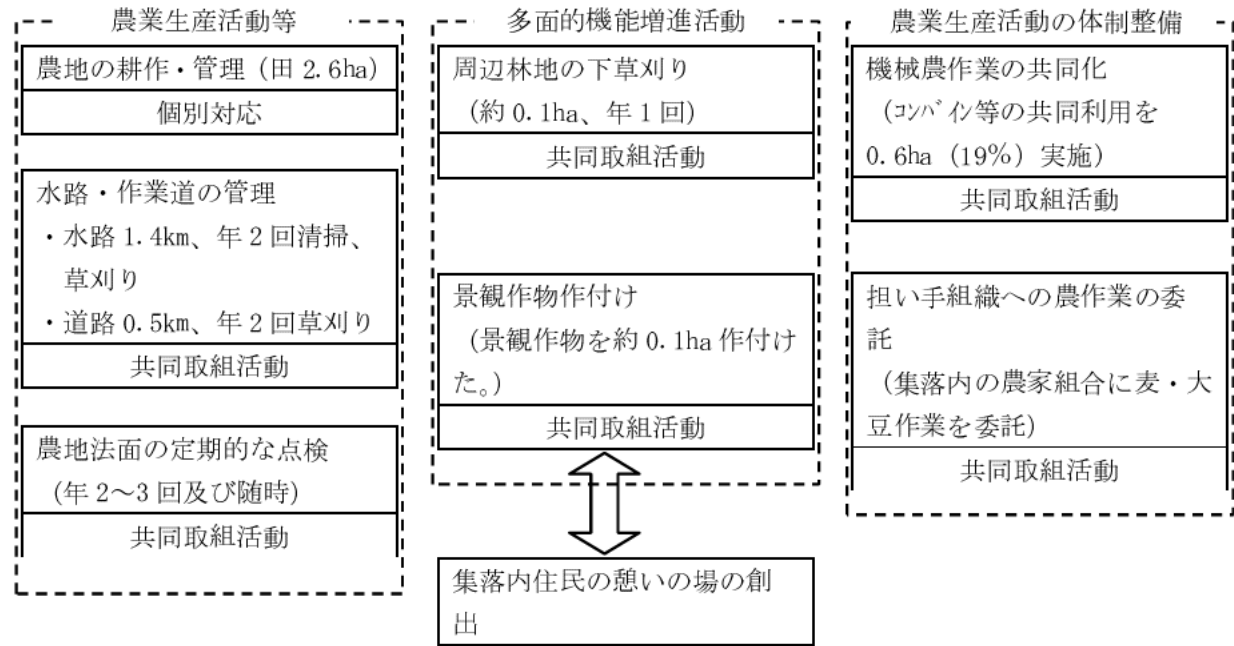
【集落の将来像】

○ 集落内の農地を守る基本は個人であるが、農業の継続が困難な協定農地については、集落ぐるみの農業生産活動体制を強めたい。そのために、協定参加者各自の意識を高めながら、セーフティネットである農家組合の充実（人員、機械・設備）を図る。集落内が安心感を持って農業に取り組める環境作りを行う。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 現在の取り組みを継続を通じて、将来像を実現するための体制を構築する。



集落外との連携
なし

4. 今後の課題等

時代により集落機能は以前に比べ低下したが、中山間地域等直接支払い事業を通じた共同活動により集落内の一体感は醸成されている。このまとまりの良さは、周りの集落からも羨まれる状況でもある。これは、一朝一夕で築かれるものではなく、活動の積み重ねの賜物である。今後も現在の活動を継続していくことが非常に大切であり、課題でもありと考えている。

【第 2 期対策の主な成果】

- 集落内農地の担い手である農家組合の体制が強化してきて、サポート機能が高まった。
- 協定農地を守る活動を通じて、集落内の共同意識が高まった。